

埼玉県西部環境管理事務所(川越市、049・244・1805)は、産廃業界のステージアップを図るため、処理業者とタイアップした業界支援を開始した。両者が連携して排出事業者に適正分別やコンプライアンスを徹底啓発することで、違反行為ゼロと産廃業界による地域貢献を促し、処理業の環境産業への地位向上を目指す。

同事務所は、これまでの違反行為に対する行政指導が一次的な改善にとどまっていたことから、抜本的な解決方法を模索していた。課題を洗い出すために、処理業者を対象にヒアリングを行ったところ、業界が抱える多くの問題の根底には、排出事業者責任の不徹底と顧客優位のアンバ

## 産廃業者から環境産業へ

埼玉県西部環境管理事務所

### 業界のステージアップに産官連携

排出者責任を徹底啓発

ゴミが手元から無くなれば、「終わり」と思っていないか?

～排出事業者が守らなければいけない、廃棄物処理法の話～

#### 法第3条第1項(排出事業者責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません

#### 排出事業者責任とは

- 委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)
- 「許可を持つ処理業者」に、「書面で契約」
- マニフェストを運用し、処分完了まで管理・監督する(法第12条の3)

- 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務(法第12条第7項)

#### 委託基準、マニフェスト関係の義務に違反すると...

- 廃棄物処理法における罰則の対象になります。
- 処理業者の許可品目外の廃棄物を委託
  - 委託基準違反: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
- マニフェストを交付しなかった
  - マニフェスト交付義務違反: 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金



許可品目外の廃棄物が混入 → 委託基準違反

#### 委託先の業者が不法投棄などの不適正処理を行った場合

- 措置命令(行政処分)の対象となる場合があります。
- 委託基準違反、マニフェスト交付義務違反の場合
- 適正な料金を負担していない場合

- 処理費用の負担
- 社名公表
- 社会的信用の失墜

#### 重要 適正な処理には相応の費用がかかります

適正な料金を負担していない場合には、処理業者は適正な処理ができないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなります。

#### そうならないために...

- 処分完了まで、排出者の責任を果たすことが必要です
- 委託基準遵守、マニフェストの適正な運用
- 委託先で適正処理が可能であるか、自ら確認する
- 適正な料金を確認(他社の処理料金と比較など)

- 排出事業者責任を果たすメリット
- 行政処分のリスクを未然に防止
- 社会的信用力の向上(CSR)

環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



また、法令違反などのリスクが少なく見られる一定の処理業者に対しては、通常の立入検査に替えて、

は、状況を是正するために処理業者と同事務所が連名で個別の処理所が連名で個別の処理業者ごとのオリジナルチラシを作製し、排出事業者への啓発を行う。チラシには廃棄物促進。裏面には関連する廃棄物処理法の条文が書かれている。これまでに管内数社が啓発試行に参加したが、実際にチラシを配布した処理業者からは「法的根拠が明確に記載してあるので、ベテランでなくても自信を持って説明できる」、「従業員への順法意識向上が期待できる」、「困っている処理業者の助けになる

行政職員立ち会いのもと、事業者自らが施設の調査や書類への記入を行うチェックリスト制度を開始する。処理業者がコンプライアンスを自己チェックすることで、自分たちの会社を自発的に律する意識が育まれ、検査への抵抗感が薄れるという。同事務所の担当者は「処理業者ごとに抱える課題が異なるのだから、行政の一存で作ったチラシでは十分な効果が期待できない。そこで事業者の声を反映したオーダーメイドのチラシを官民連携で作成してみた」と語る。また、「処理業者の違反を指摘するだけでな

く、『なぜ違反が起きてしまったのか』、『どの調査や書類への記入を出せるか』を共に考え、解決のために支援していくことが重要となる。今回の取り組みは、事業者の主体性が一つのキーワードだ」と現場目線の活動を通じて、業界の地位向上に寄与していく考えを示した。